四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

## 四日市市条例第9号

四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成30年四日市市条例第8号)の一部を次のように改正する。

| 改正後    | 改正前    |
|--------|--------|
| (基本方針) | (基本方針) |

第3条 (略)

2及び3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の 運営に当たっては、市、法第115条 の46第1項に規定する地域包括支援 センター(以下「地域包括支援センタ ー」という。)、老人福祉法(昭和3 8年法律第133号)第20条の7の2 に規定する老人介護支援センター、他 の指定居宅介護支援事業者、指定介護 予防支援事業者(法第58条第1項に 規定する指定介護予防支援事業者をい う。以下同じ。)、介護保険施設、障 害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成17年法 律第123号) 第51条の17第1項 第1号に規定する指定特定相談支援事 業者等との連携に努めなければならな 11

第3条 (略)

2及び3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の 運営に当たっては、市、法第115条 の46第1項に規定する地域包括支援 センター、老人福祉法(昭和38年法 律第133号)第20条の7の2に規 定する老人介護支援センター、他の指 定居宅介護支援事業者、指定介育 定居宅介護支援事業者、指定介度 支援事業者(法第58条第1項に規定 する指定介護保険施設、障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律(平成17年法第 123条)第51条の17第1項第1 号に規定する指定特定相談支援事業者 等との連携に努めなければならない。 5及び6 (略)

(従業者の員数)

第4条 (略)

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用 者の数(当該指定居宅介護支援事業者 が指定介護予防支援事業者の指定を併 せて受け、又は法第115条の23第 3項の規定により地域包括支援センタ 一の設置者である指定介護予防支援事 業者から委託を受けて、当該指定居宅 介護支援事業所において指定介護予防 支援(法第58条第1項に規定する指 定介護予防支援をいう。以下この項及 び第15条第32号において同じ。) を行う場合にあっては、当該事業所に おける指定居宅介護支援の利用者の数 に当該事業所における指定介護予防支 援の利用者の数に3分の1を乗じた数 を加えた数。次項において同じ。)が 44又はその端数を増すごとに1とす る。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅 介護支援事業所が、公益社団法人国民 健康保険中央会(昭和34年1月1日 に社団法人国民健康保険中央会という 名称で設立された法人をいう。)が運 用及び管理を行う指定居宅介護支援事 業者及び指定居宅サービス事業者等の 使用に係る電子計算機と接続された居 宅サービス計画の情報の共有等のため の情報処理システムを利用し、かつ、

5及び6 (略)

(従業者の員数)

第4条 (略)

2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用</u>者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

事務職員を配置している場合における 第1項に規定する員数の基準は、利用 者の数が49又はその端数を増すごと に1とする。

(管理者)

第5条 (略)

2 (略)

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) (略)
  - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事 する場合(その管理する指定居宅介 護支援事業所の管理に支障がない場 合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居 宅介護支援の提供の開始に際し、あら かじめ、利用者又はその家族に対し、 居宅サービス計画が第3条に規定する 基本方針及び利用者の希望に基づき作 成されるものであり、利用者は複数の 指定居宅サービス事業者等を紹介する よう求めることができること等につき 説明を行い、理解を得なければならない。 (管理者)

第5条 (略)

2 (略)

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) (略)
  - (2) 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居 宅介護支援の提供の開始に際し、あら かじめ、居宅サービス計画が第3条に規 定する基本方針及び利用者の希望に基 づき作成されるものであり、利用者は 複数の居宅サービス事業者等を紹介す るよう求めることができること、前6 月間に当該指定居宅介護支援事業所に おいて作成された居宅サービス計画の 総数のうちに訪問介護、通所介護、福 祉用具貸与及び地域密着型通所介護 (以下この項において「訪問介護等」 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居 宅介護支援の提供の開始に際し、あら かじめ、利用者又はその家族に対し、 前6月間に当該指定居宅介護支援事業 所において作成された居宅サービス計 画の総数のうちに訪問介護、通所介 護、福祉用具貸与及び地域密着型通所 介護(以下この項において「訪問介護 等」という。)がそれぞれ位置付けら れた居宅サービス計画の数が占める割 合及び前6月間に当該指定居宅介護支 援事業所において作成された居宅サー ビス計画に位置付けられた訪問介護等 ごとの回数のうちに同一の指定居宅サ ービス事業者又は指定地域密着型サー ビス事業者によって提供されたものが 占める割合につき説明を行い、理解を 得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の

という。)がそれぞれ位置付けられた 居宅サービス計画の数が占める割合、 前6月間に当該指定居宅介護支援事業 所において作成された居宅サービス計 画に位置付けられた訪問介護等ごとの 回数のうちに同一の指定居宅サービス 事業者又は指定地域密着型サービス事 業者によって提供されたものが占める 割合等につき説明を行い、理解を得な ければならない。

## <u>3</u> (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、<u>利用者</u> 又はその家族からの申出があった場合 には、第1項の規定による文書の交付 交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下る方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)及び(2) (略)

6 (略)

- 7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 8 指定居宅介護支援事業者は、第5項 の規定により第1項に規定する重要事 項を提供しようとするときは、あらか じめ、当該利用申込者又はその家族に 対し、その用いる次に掲げる電磁的方 法の種類及び内容を示し、文書又は電 磁的方法による承諾を得なければなら ない。
  - (1) <u>第5項</u>各号に掲げる方法のうち指 定居宅介護支援事業者が使用するも の
  - (2) (略)
- 9 (略)

に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法とのであって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)におおいて「電磁的方法」という。)は合いないで、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)及び(2) (略)

5 (略)

- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) <u>第4項</u>各号に掲げる方法のうち指 定居宅介護支援事業者が使用するも の

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援の方針は、 第3条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に 掲げるところによるものとする。
  - (1)及び(2) (略)
  - (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
  - (4) 前号の身体的拘束等を行う場合に は、その態様及び時間、その際の利 用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由を記録しなければならな い。
  - (5) (略)
  - (6) (略)
  - <u>(7)</u> (略)
  - (8) (略)
  - (9) (略)
  - (10) (略)
  - (11) (略)
  - (12) (略)
  - (13) (略)
  - (14) (略)
  - (15) (略)
  - (16) (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方 針)

- 第15条 指定居宅介護支援の方針は、 第3条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に 掲げるところによるものとする。
  - (1)及び(2) (略)

- (3) (略)
- <u>(4)</u> (略)
- <u>(5)</u> (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)

- (17) 介護支援専門員は、第15号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくとも<u>1月</u>に1回、利用者 に面接すること。
  - アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。
    - (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
    - (イ)サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
      - a 利用者の心身の状況が安定し ていること。
      - b 利用者がテレビ電話装置等を 活用して意思疎通を行うこと

- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくとも<u>一月</u>に1回、<u>利用者</u><u>の居宅を訪問し、</u>利用者に面接すること。

ができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電 話装置等を活用したモニタリ ングでは把握できない情報に ついて、担当者から提供を受 けること。

<u>ウ</u> (略)

(18) (略)

(19) 第5号から第14号までの規定は、第15号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者 である指定介護予防支援事業者から 指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を 勘案し、当該指定居宅介護支援事業 者が行う指定居宅介護支援の業務が 適正に実施できるよう配慮しなけれ イ (略)

(16) (略)

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) (略)

<u>(19)</u> (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

<u>(28)</u> (略)

(29) (略)

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115条の23第3項の規定に基づ き、指定介護予防支援事業者から指 定介護予防支援の業務の委託を受け るに当たっては、その業務量等を勘 案し、当該指定居宅介護支援事業者 が行う指定居宅介護支援の業務が適 正に実施できるよう配慮しなければ ならない。 ばならない。

(33) (略)

(掲示)

- 第25条 指定居宅介護支援事業者は、 指定居宅介護支援事業所の見やすい場 所に、運営規程の概要、介護支援専門 員の勤務の体制その他の利用申込者の サービスの選択に資すると認められる 重要事項 (以下この条において「重要 事項」という。) を掲示しなければな らない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第32条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者 に対する指定居宅介護支援の提供に関 する次の各号に掲げる記録を整備し、 その完結の日から2年間保存しなけれ ばならない。
  - (1) <u>第15条第15号</u>の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(31) (略)

(掲示)

- 第25条 指定居宅介護支援事業者は、 指定居宅介護支援事業所の見やすい場 所に、運営規程の概要、介護支援専門 員の勤務の体制その他の利用申込者の サービスの選択に資すると認められる 重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に</u> 規定する事項を記載した書面を当該指 定居宅介護支援事業所に備え付け、か つ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させることにより、<u>同項</u>の規定によ る掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第32条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者 に対する指定居宅介護支援の提供に関 する次の各号に掲げる記録を整備し、 その完結の日から2年間保存しなけれ ばならない。
  - (1) <u>第15条第13号</u>の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する 記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳ア (略)
  - イ <u>第15条第9号</u>に規定するアセスメントの結果の記録
  - ウ <u>第15条第11号</u>に規定するサ
    - ービス担当者会議等の記録
  - エ <u>第15条第17号</u>のモニタリングの結果の記録
- (3) 第15条第4号の規定による身体 的拘束等の態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由の記録
- <u>(4)</u> (略)
- <u>(5)</u> (略)
- (6) (略)

(準用)

第33条 第4条、第2章及び<u>前章</u>の規定(第29条第6項及び第7項を除く。)は、基準該当居宅介護支援の事業についな事業の場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第33条において準用する。この条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項のが当時では、第54年では、第

「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳ア (略)
  - イ <u>第15条第7号</u>に規定するアセ スメントの結果の記録
  - ウ <u>第15条第9号</u>に規定するサー ビス担当者会議等の記録
  - エ <u>第15条第15号</u>のモニタリングの結果の記録

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

(準用)

第33条 第4条、第2章及び<u>第3章</u>の 規定(第29条第6項及び第7項を除 く。)は、基準該当居宅介護支援の事 業について準用する。この場合におおいて、第6条第1項中「第20条」とおるのは「第33条において準用する第20条」とあるのは「差準支援(法第46条第4項の規定により居宅介護支援事業者に支援を 定により居宅介護支援事業者に支払れる場合に係るものを除く。)」と、のは「基準該当居宅介護支援」と、のは「基準該当居宅介護支援」と、

「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する

特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び 指定居宅介護支援の提供に当たる者 は、作成、保存その他これらに類する もののうち、この条例の規定において 書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図 形等人の知覚によって認識することが できる情報が記載された紙その他の有 体物をいう。以下この条において同 じ。)で行うことが規定されている又 は想定されるもの(第9条(前条にお いて準用する場合を含む。)及び第1 5条第27号(前条において準用する 場合を含む。)並びに次項に規定する ものを除く。)については、書面に代 えて、当該書面に係る電磁的記録(電 子的方式、磁気的方式その他人の知覚 によっては認識することができない方 式で作られる記録であって、電子計算 機による情報処理の用に供されるもの をいう。)により行うことができる。

特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び 指定居宅介護支援の提供に当たる者 は、作成、保存その他これらに類する もののうち、この条例の規定において 書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図 形等人の知覚によって認識することが できる情報が記載された紙その他の有 体物をいう。以下この条において同 じ。)で行うことが規定されている又 は想定されるもの(第9条(第33条 において準用する場合を含む。)及び 第15条第27号(第33条において 準用する場合を含む。) 並びに次項に 規定するものを除く。)については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供さ れるものをいう。) により行うことが できる。

2 (略)

2 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の四日市市指定居 宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第25条3項の規 定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項 をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(健康福祉部介護保険課)